

湯河原町下水道事業経営戦略

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

神奈川県 湯河原町

目次

1. 下水道事業における国の動向	1
2. 湯河原町における「経営戦略策定」の背景	3
3. 湯河原町の下水道事業の現況	4
4. 経営の課題	7
5. 経営戦略の方針	9
6. 投資試算	10
7. 財源試算	12
8. 投資・財政計画(収支計画)	14
9. 投資以外の考え方	16
10. 経営戦略の策定後の活用方法	17
11. 財政シミュレーション	20

1. 下水道事業における国の動向

1.1 全国的な課題

我が国における下水道事業は、これまでの下水道行政の尽力により、下水道処理人口普及率は着実に増加しており、全国的には、汚水処理人口普及率は約90%、下水道処理人口普及率は約80%に到達しています。一方で、全国的に人口減少・高齢化社会の到来を迎え、日本の行政人口は2060年にはピーク時の7割まで減少するものと見込まれています。このような状況の中、下水道職員の減少が顕在化するとともに、将来の使用料収入減少が懸念されます。また、施設の老朽化や、厳しい経営環境が問題となっており、これらは本町においても共通した課題となっています。

このような情勢を受け、総務省および国土交通省では下水道事業における「地方公営企業法適用への移行」および「経営戦略の策定・改定」を強く推進しています。

1.2 下水道事業の地方公営企業法の適用

地方公共団体が経営する公営企業は、企業としての経済性を発揮する必要がありますが、その経理方式は、従前の特別会計方式では、現金の動きのみに着目する単式簿記による官公庁会計方式であり、民間企業のような損益計算書や貸借対照表などの財務諸表は作成が不要でした。この場合、減価償却費や利益の概念が民間企業の会計のように明確ではなく、資産の状態や適切な収支状況を把握することが困難でした。そこで、総務省及び国土交通省では、これらの課題を解決するために、複式簿記による企業会計方式を導入することにより、より効率的かつ持続的な事業経営を求め、「地方公営企業法適用への移行」を推進しており、行政人口3万人以上の地方自治体においては令和元年度までに、行政人口3万人未満の地方自治体においては、令和5年度までに移行することを要請しています。

本町では、早期の経営改善を目指し、平成29年4月1日より、地方公営企業法の適用に移行しました。

なお、地方公営企業法では、次ページの3原則が義務付けられています。

---用語解説---

【 汚水処理人口普及率 】

住宅のトイレや台所、ふろ、洗濯などから出る生活排水の処理施設を利用できる人口が、全人口に占める割合。処理施設には、公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽などが含まれる。

【 下水道処理人口普及率 】

公共下水道を利用できる人口が、全人口に占める割合。

【 特別会計方式 】

地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に独立した経理管理が行なわれる会計。

1. 発生主義の原則

現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づき、その発生の都度記録・整理する方式です。現金を支払っていなくても支出として費用にその額が計上されるため、企業の経理内容がそのまま明確に示されます。

2. 独立採算の原則

地方公営企業法において地方公営企業の特別会計における経費は、原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入を持って充てなければならないとされています。その経費を収入(料金)によって賄うため、企業ベース(経営)によって行うことができる活動が前提となります。

3. 雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業では、独立採算制の原則にある「一般会計において負担すべき経費」について、「雨水公費、汚水私費の原則」で具体的に規定しています。

「雨水公費」とは、雨水が自然現象によるものであり、雨水対策をすることは浸水などの被害を防ぎ、その受益が広く町民に及ぶことから、その経費は公費(税収入)でまかなうという考えです。そのため、雨水対策にかかる費用は税収入(一般会計繰入金)を財源としています。

「汚水私費」とは、汚水が日常生活や生産活動によって生じるもので、下水道の利用者が、どれだけの量の汚水を排出したかを容易に測定できることから、排出量に応じて下水道使用料を徴収し、その収入で汚水処理のための費用をまかなうという考えです。

1. 3 経営戦略の策定・改定

「経営戦略」とは、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画(以下「投資試算」という。)と、財源の見通しを試算した計画(以下「財源試算」という。)を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画です。

総務省では、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大などに対応できる経営健全化の取組を求めている。各地方公共団体に対して、令和 2 年度までの「経営戦略」策定を要請しています。

用語解説

【 一般会計繰入金 】

一般会計と特別会計間で、特別会計(下水道事業)の収支不足を補填するために一般会計(町)から充当される資金。

【 雨水・汚水 】

下水道事業は汚水処理だけでなく、雨水の排除も担っている。排除方式には合流式(汚水と雨水を同じ管路で一緒に下水処理場へ送る方式)と、分流式(汚水用管路と雨水用管路を2つ埋設し、汚水を下水処理場へ、雨水を公共用水域へ放流する方式)があり、本町では分流式を採用している。

2. 湯河原町における「経営戦略策定」の背景

本町は単独公共下水道として、昭和 49 年度に事業に着手し、昭和 60 年度には湯河原町浄水センターの供用を開始し、今日まで着実に事業を進めており、隣接する真鶴町および熱海市の一部の区域を含めた汚水処理を行うことで、公衆衛生の向上および自然環境や公共用水域の水質の保全に寄与しています。

本町の水洗化人口(接続人口)は令和元年度末時点で 20,992 人と行政人口 24,637 人に対して下水道使用率約 85%を占めており、下水道は町民の生活に欠かせない重要なインフラとなっています。

一方で下水道事業を取り巻く環境については、人口減少に伴う有収水量の減少が引き起こす使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う建設改良費の増大、およびこれまでの施設整備費用に要した企業債の償還金が大いこと等が懸念され、将来的に多くの課題を有しています。

また、地方公営企業法の適用に伴い、新たに減価償却費や長期前受金戻入などの勘定科目が増えたことから資産状況に着目した経営状況の更なる「見える化」が求められています。

このような背景から、効率的かつ持続可能な経営を目的とし、計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とする「湯河原町公共下水道事業経営戦略」を策定します。

用語解説

【単独公共下水道】

下水道事業のうち、地方公共団体が単独で終末処理場を有するもの。

【有収水量】

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のこと。

本町では、原則として水道使用量と同等としている。

【建設改良費】

公営企業の固定資産の新規取得や増改築などに要する経費のこと。

【企業債】

地方公共団体が、施設の建設に要する資金に充てるための借入金を示す。

【減価償却費】

建物や機械設備など、企業が長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価額をいったん資産として計上した後、当該金額を資産の耐用年数にわたって定期的に費用として配分される金額。

【長期前受金戻入】

固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合分を収益化したもので、現金を伴わない収益。

3. 湯河原町の下水道事業の現況

3.1 整備状況

令和元年度末(令和2年3月31日)において423haの整備が完了し、処理区域となっています。普及人口(整備済人口)は、22,789人となり、1日当たり最大12,542m³の下水処理をしています。また、水洗化人口(接続人口)は、普及人口(整備済人口)22,789人に対し20,992人となり、水洗化率(接続率)は92.1%となっています。

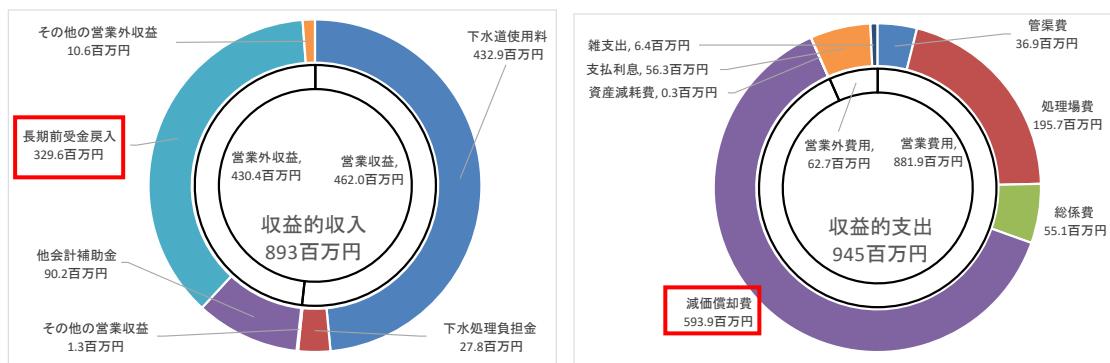
表1 施設の整備状況(令和2年3月31日現在)

普及状況等	事業計画面積		523.05ha
	整備済面積		423.25ha
	面整備率		80.92%
	行政人口		24,637人
	普及人口(整備済人口)		22,789人
	行政人口普及率 (=普及人口÷行政人口)		92.50%
	水洗化人口(接続人口)		20,992人
	水洗化率(接続率) (=水洗化人口÷普及人口)		92.11%
	下水道使用率 (=水洗化人口÷行政人口)		85.21%
	管渠延長	汚水	
雨水		1.99 km	
処理場諸元	敷地面積		24,200m ²
	処理方式		標準活性汚泥法
	現在処理能力		21,875m ³ /日
	現在処理水量	日最大	12,542m ³ /日
日平均		11,598m ³ /日	
水量	年間総処理水量		4,244,783 m ³
	年間有収水量		3,406,134 m ³
	うち湯河原町分		3,002,845 m ³
	うち真鶴町分		67,632 m ³
	うち熱海市分		335,657 m ³

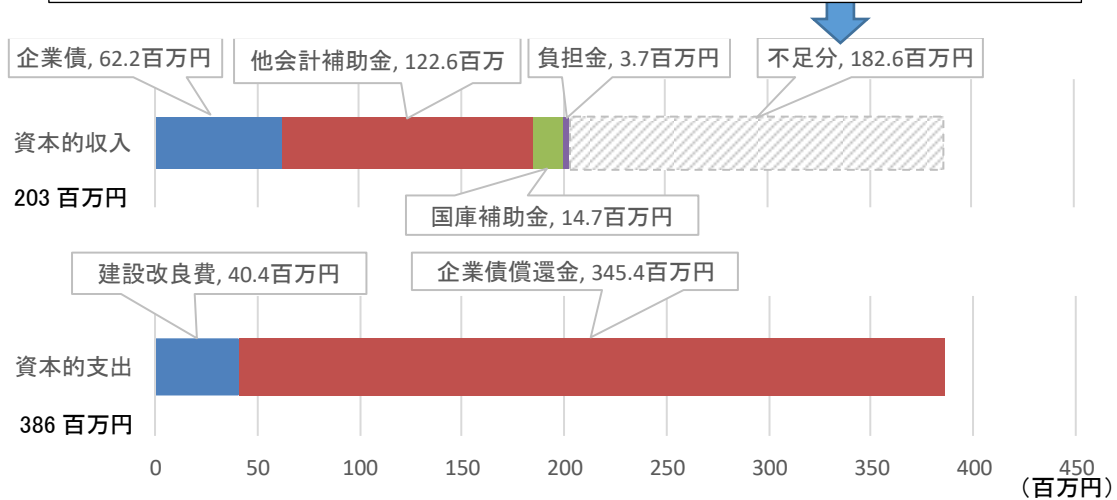
3. 2 経営状況

令和元年度末決算において、収益的収入は約 893 百万円、収益的支出は約 945 百万円となり、約 52 百万円の赤字となっています。収益的収入のうち使用料収入は約 433 百万円(前年比 0.14%減)となりました。また、収益的支出では、減価償却費が約 594 百万円と大きな割合を占めています。

資本的収入は約 203 百万円、資本的支出は約 386 百万円となり、不足額である約 183 百万円を損益勘定留保資金により補填しています。資本的支出のうち、企業債償還費が 345 百万円と大きな割合を占めています。



補填財源: 損益勘定留保資金 = 減価償却費 - 長期前受金戻入
 ※キャッシュフローを伴わないため、資本的収支の補填に使用できる



収益的収支は赤字。資本的収支は補填できている

図 2 令和元年度決算概要

用語解説

【 収益的収支(収入・支出) 】

維持管理や料金徴収など、年度単位での経営活動に係る収入と支出を示す。

【 資本的収支(収入・支出) 】

施設の建設に係る支出とその財源となる収入を示す。

4. 経営の課題

4.1 下水道使用料の減少

本町の行政人口は近年減少傾向にあり、令和元年度末時点で24,637人となっています。将来的に、令和12年度末には19,212人(R1比:22.0%減)、令和22年度末には15,341人(R1比:37.7%減)と大きく減少すると予想されます。

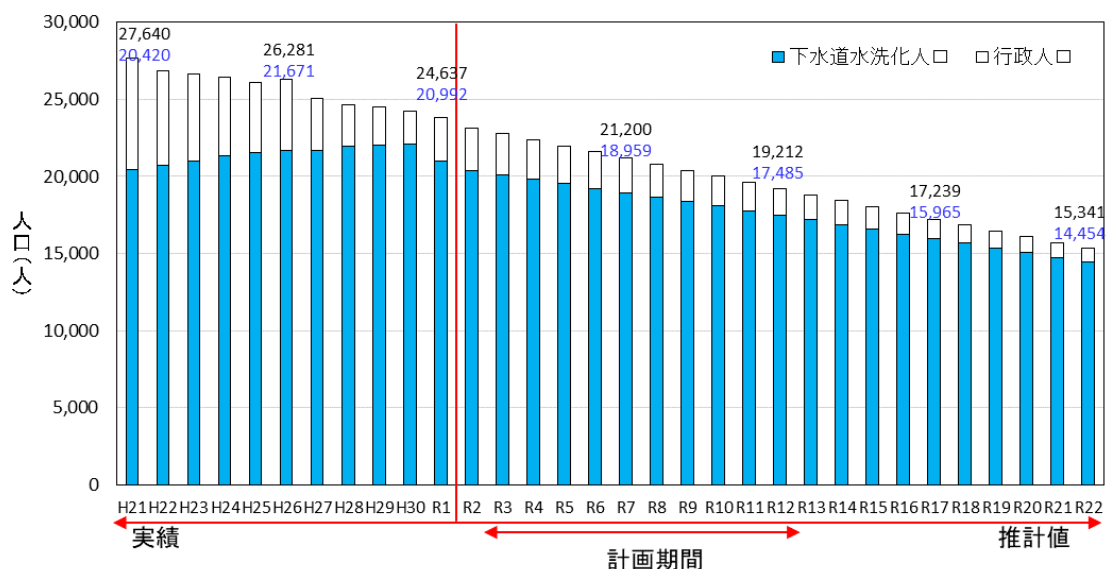


図3 行政人口および水洗化人口の見通し

有収水量については、接続率の向上等の収益増加要因を考慮しても、今後減少していくものと予想されます。

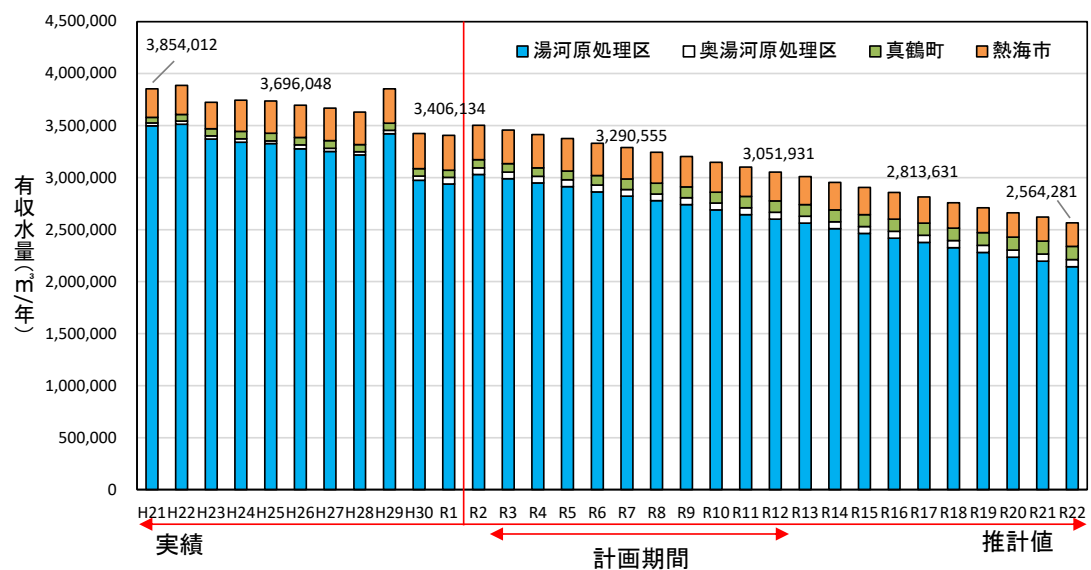


図4 有収水量の見通し

使用料収入については、現行使用料体系のまま有収水量が減少した場合、令和12年度末には13.0%減、令和22年度末には26.1%減となる見込みです。

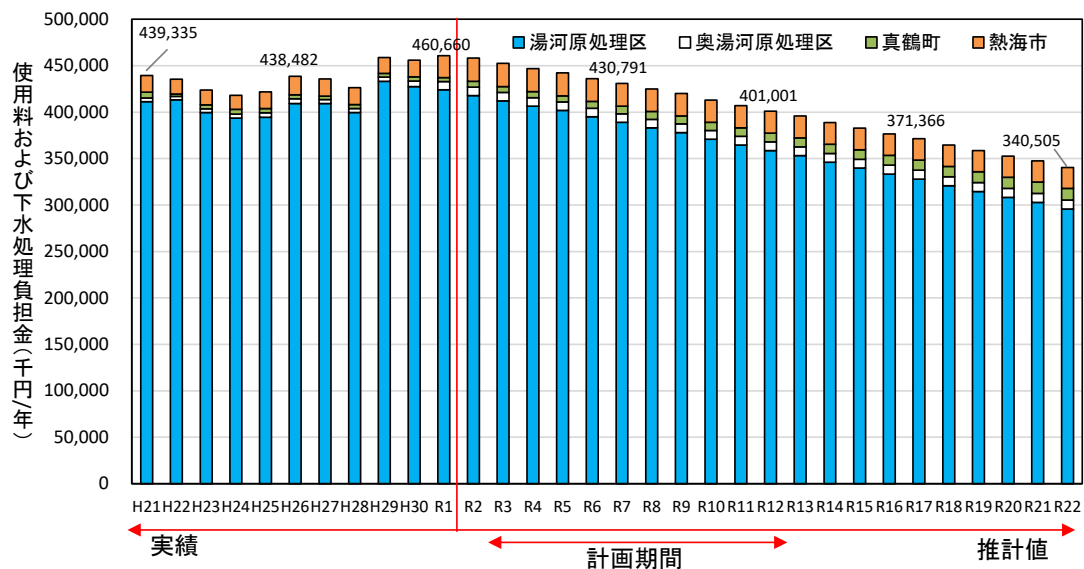


図5 使用料および真鶴町・熱海市下水処理負担金の見通し

4.2 施設の老朽化

湯河原町浄水センターは昭和60年の供用開始より35年が経過しており、現時点で機械・電気設備の更新を迫られています。また、今後は耐用年数である50年を経過する管路施設が多くなる時期を迎えることとなり、建設改良費の増加が懸念されます。ストックマネジメント計画を活用し、改築・更新費用の平準化に努めていく必要があります。

4.3 スtockマネジメント計画

ストックマネジメント計画とは、下水道事業が有する膨大な資産(ストック)を効率的かつ経済的に管理(マネジメント)するための手法であり、点検・調査、維持・修繕、改築・更新に係る計画として、施設状態を把握した上でリスク評価、目標設定、点検調査計画、修繕・改築計画を策定します。これらの検討結果は本町の下水道事業の中長期収支計画を示した「経営戦略」、また、すでに企業会計方式に移行した「地方公営企業法の適用」と緊密に関連しています。これらの計画や企業会計方式などでは、それぞれの計画値が相互にリンクし合うため、段階的に調整し精度を向上させていくことが重要となります。

本町においては、平成30年度・令和元年度の2カ年でストックマネジメント計画を策定しました。計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間で、令和8(2026)年度以降については、次期ストックマネジメント実施計画を受け見直していきます。

5. 経営戦略の方針

本町では、中長期的なまちづくりの方向性を再構築し、今後の行政運営の指針とすべく、「ゆがわら 2021 プラン(湯河原町総合計画)」を策定しています。この中で、下水道事業については、「基本目標3 四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり(Ⅱ 持続可能な生活環境の構築)」として、以下の方針が定められています

- ①下水道の整備と接続促進
- ②下水処理施設の整備
- ③下水道経営の健全化
- ④下水道計画区域外における合併処理浄化槽への転換促進

本経営戦略は、上位計画である「ゆがわら 2021 プラン(湯河原町総合計画)」の方針を踏まえ、この「下水道事業の健全化」を達成するために収支バランスを図るものです。また、地方公営企業法において定められた「独立採算性の原則」、「汚水私費の原則」に基づき、収益構造を見直す必要があります。

本経営戦略の策定では、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とし、以下の方針を設定します。

- ・ストックマネジメント計画を活用し、建設改良費の平準化を図ります。
- ・下水道使用料の改定について検討を行い、計画期間内の黒字化を目指します。
- ・あわせて長期的な経費回収率等業務指標の推移に注視し、その改善を目指します。
- ・5年以内に経営戦略を見直し、長期的に持続可能な下水道事業の経営に努めます。

6. 投資試算

6.1 新規汚水整備事業

現在、公共下水道事業(汚水)における全体計画面積は 567ha、事業計画面積は 523ha です。このうち令和元年度末時点で 423ha の整備を完了しており、事業計画に対する整備率は 80.8%となっています。

国土交通省では、未普及地域の早期解消を図るべく、効率的な汚水整備を令和 8 年度までに実施するよう求めており、また、それ以降は維持管理や改築更新事業に重点を置くとしています。

本経営戦略においては、国土交通省の方針に従い、令和 8 年度までは未普及対策としての新規汚水整備に年間 40,000 千円、6 年間で 240,000 千円の建設改良費を計上しています。令和 9 年度以降は国の社会資本整備総合交付金の対象とならない可能性が高いことから、今回は計上していません。

今後、全体計画等の見直しを視野に入れ、効率的な整備手法について検討していく必要があります。

6.2 管路施設の改築更新事業

令和元年度末における管渠総延長は汚水・雨水の合計として約 117km に達しており、最も古い管渠(汚水管)は供用開始から 35 年が経過しています。法定耐用年数が 50 年であることから、近い将来管路施設の大規模な更新時期が到来します。

このような状況を踏まえ、本町ではストックマネジメント計画を策定し、改築更新費用の平準化を図っています。本経営戦略における管路施設の改築更新費については、令和 9 年度以降に新規汚水整備事業からスライドする形で、年間 40,000 千円、4 年間で 160,000 千円の建設改良費を計上しています。今後の点検調査結果およびストックマネジメント計画の活用により、見直しを図る予定です。

6.3 処理場施設の改築更新事業

処理場施設は昭和 60 年(1985 年)の供用開始から 35 年が経過しました。機械・電気施設において老朽化が進行しており、喫緊の課題となっています。処理場施設についてもストックマネジメント計画を活用し、改築更新費用の平準化を図っています。本経営戦略においては、令和 7 年度まではストックマネジメント実施計画で予定されている工事を実施、令和 8 年度以降についてはストックマネジメント基本計画に基づいた想定額とし、計画期間内で約 21 億円の建設改良費を計上しています。

6.4 建設改良費

計画期間内の工事について令和7年度までは、ほぼ見通しが立っているものの、令和8年度以降については次期のストックマネジメント実施計画を受けて見直しが必要です。併せて、社会情勢等を注視し柔軟な対応を図ります。

表2 工事スケジュール

工事内容		工事費 (千円)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
新規汚水整備事業		211,000	■										
管渠更新工事		160,000							■				
処理場更新	設計費	32,000	■		■								
	水処理設備	180,000		■									
	計装設備	373,000		■									
	監視制御装置	549,000				■							
	次期工事	954,500						■					
総合地震計画策定*		19,000	■										
耐震診断*		47,700		■									
合計		2,507,200											

※収益的支出に計上する。建設改良費には含まない。

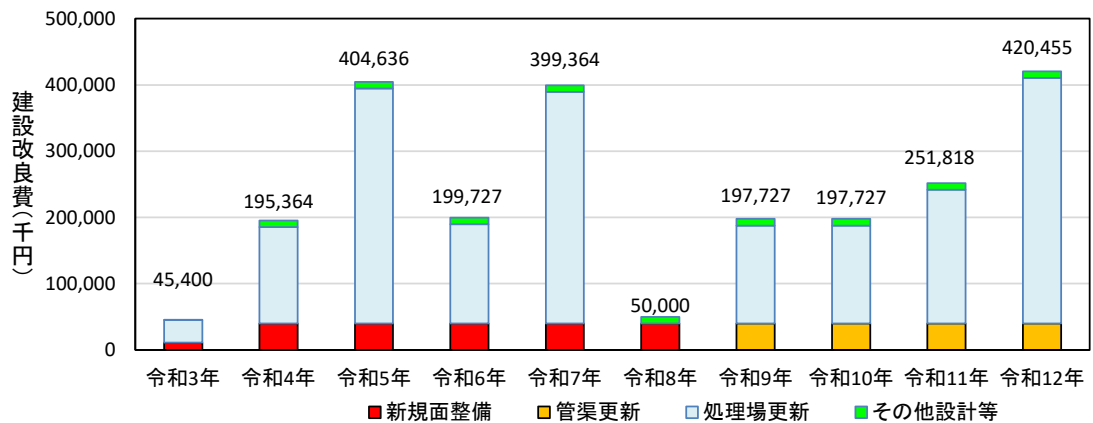


図6 建設改良費の試算

7. 財源試算

7.1 建設財源(国庫補助金・企業債の活用)

多額の建設改良費を賄うために、最大限国庫補助金を活用し、残額に対しては企業債により資金を調達します。新規企業債の発行額は計画期間内で 1,100 百万円となり、平均で年間約 110 百万円を予定しています。

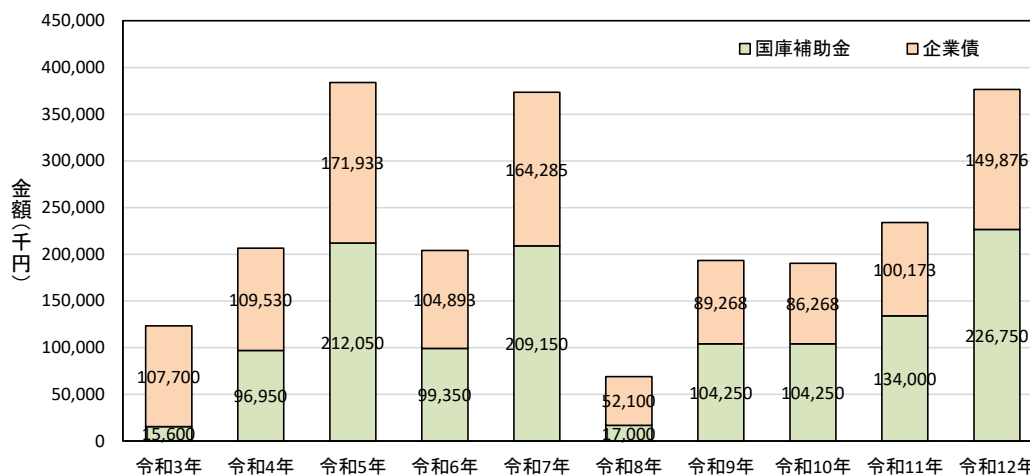


図7 建設財源の試算

7.2 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は、平成 29 年度からの地方公営企業法適用化以降の平均額 219 百万円に準じ、毎年 200 百万円を予定しています。特別措置分償還元金等の減少にともなう資本的収支分の一般会計繰入金額の減少分を、収益的収支分の一般会計繰入金に回すことで、赤字の抑制を図っていきます。

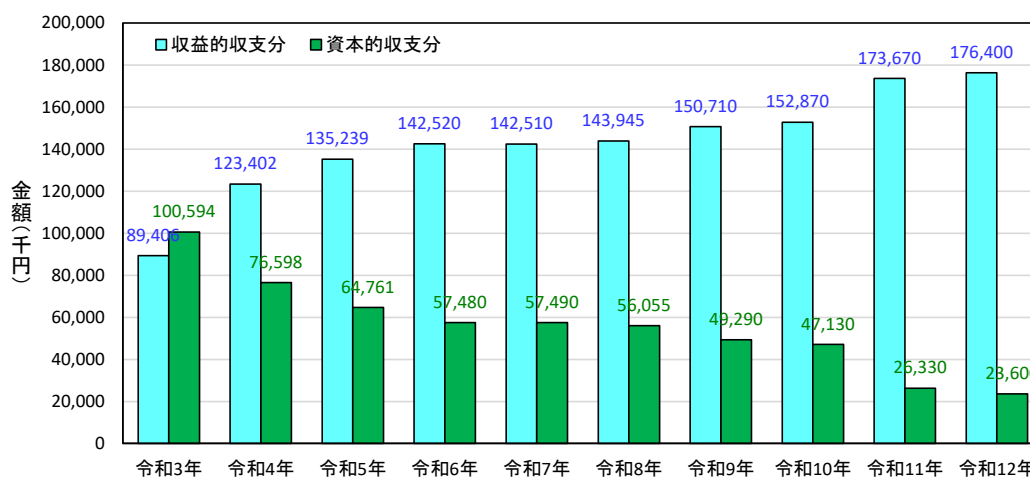


図8 一般会計繰入金の試算

7.3 企業債残高・企業債償還金の見通し

今後、企業債償還金(元金および利息)は年々減少傾向にあります。また、償還額よりも新規発行額(年平均約 110 百万円)は小さいため、企業債残高は減少傾向にあります。

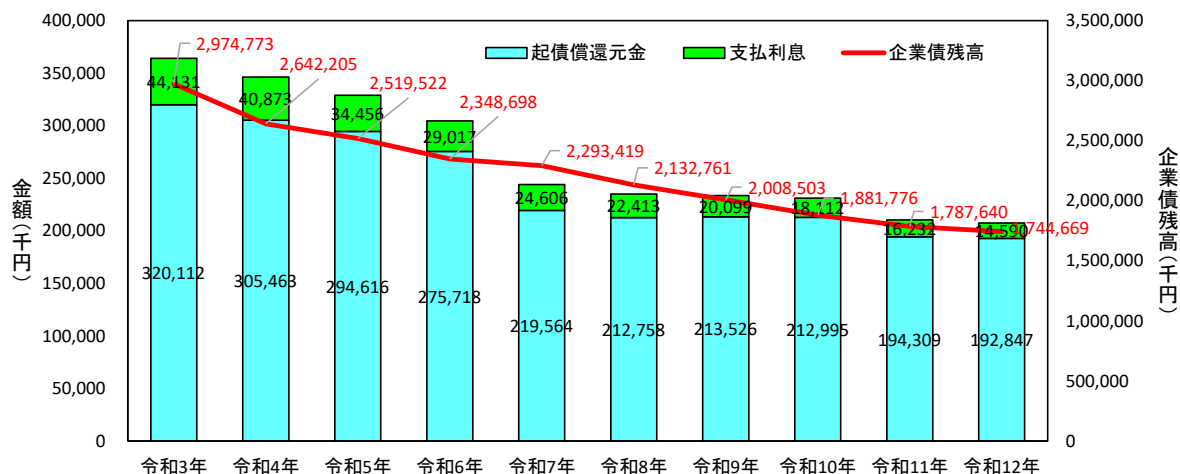


図9 償還金等の試算

7.4 減価償却費・長期前受金戻入の見通し

減価償却費および長期前受金戻入に大きな変動はありません。この差額は、企業債償還金等の資本的収支における不足額に対する補填財源(損益勘定留保資金)として活用されます。

不足額は全て、減価償却費および長期前受金戻入との差分により充当されるため、追加費用は発生せず、資本的収支のバランスは保たれています。

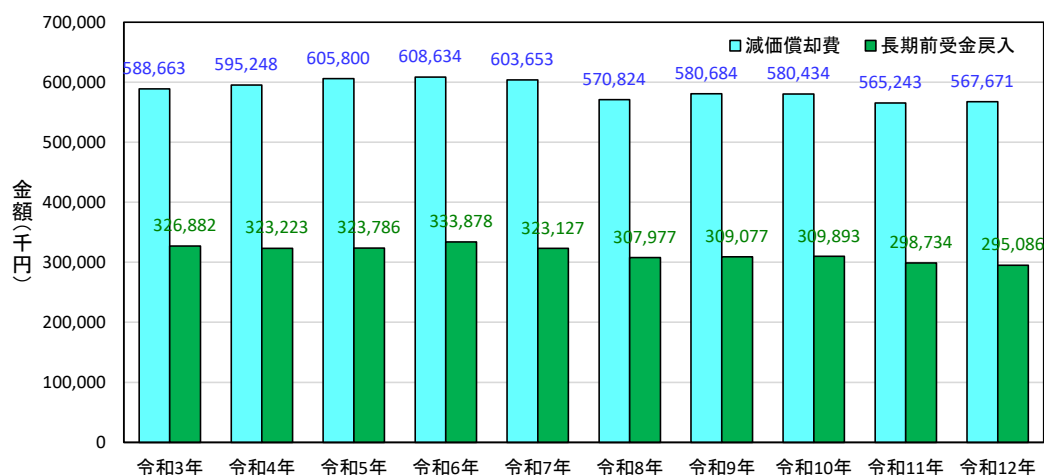


図10 減価償却費・長期前受金戻入の試算

8. 投資・財政計画（収支計画）

8.1 下水道使用料の改定および経費回収率の改善

本町の下水道使用料は平成 26 年度の直近の改定から7年経過しています。下水道使用料について重要な財政指標の 1 つに「経費回収率」があげられます。経費回収率とは使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが必要です。

国土交通省からは経営戦略の策定にあたり、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載することを求められており、経費回収率 80%以上が最低ライン[※]であると示されています。

※国土交通省では、「経費回収率 80%以上であること」を社会資本整備総合交付金の重点配分の交付要件の 1 つにあげています。

経費回収率は、[使用料単価÷汚水処理原価]より算出されます。汚水処理原価は、有収水量の減少に伴い将来上昇することが予想されます。

これに対し現行の使用料単価のままとした場合（図 10: 上）、国土交通省が定めた最低ラインである経費回収率 80%を大きく下回ることが予想されます。

令和 4 年度以降、計画期間内の 5 年毎に使用料を 10%ずつ上げることを想定した場合（図 10: 中）、経費回収率を改善することができますが、住民の負担を考慮すると使用料の上昇をできるだけ抑える必要があります。

そこで最低ラインである経費回収率 80%を維持する（図 10: 下）ために必要な上昇率とした場合、令和 4 年度に 8%、令和 9 年度に 10%の値上げが必要となります。

このように、今後の事業運営上、使用料の値上げは必要不可欠であります。本経営戦略では、経費回収率 80%を確保できる水準（図 10: 下）を想定しますが、使用料改定にあたっては今後の財政状況を注視しつつ詳細な検討が必要であると考えています。

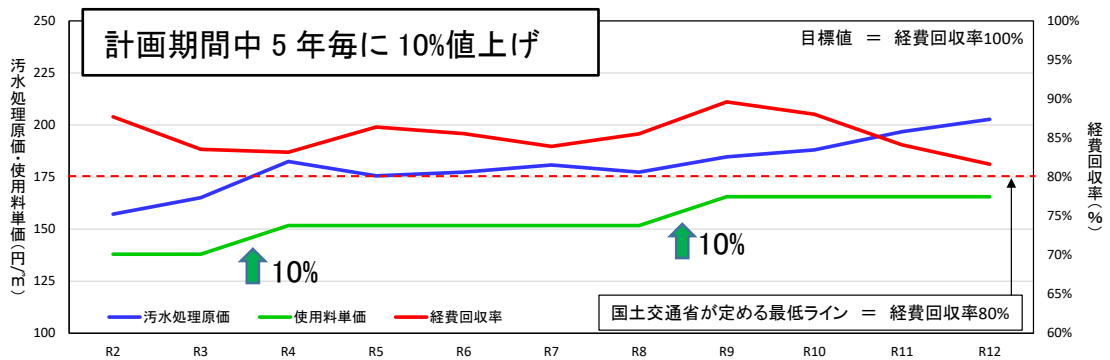
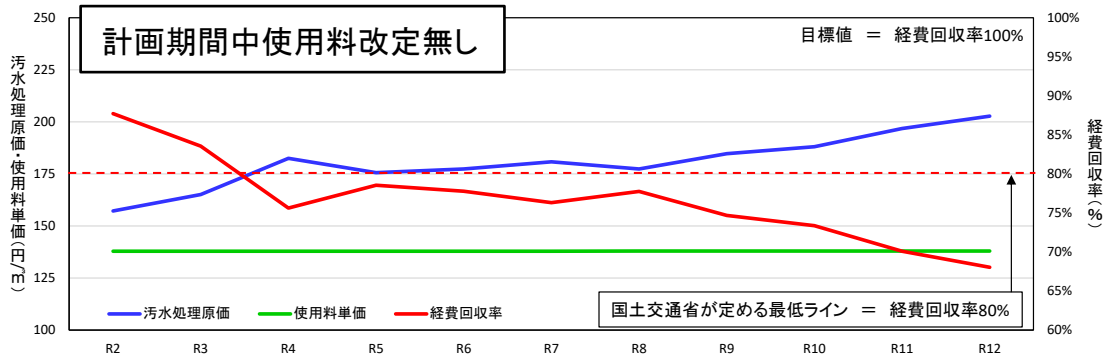
---用語解説---

【 使用料単価 】

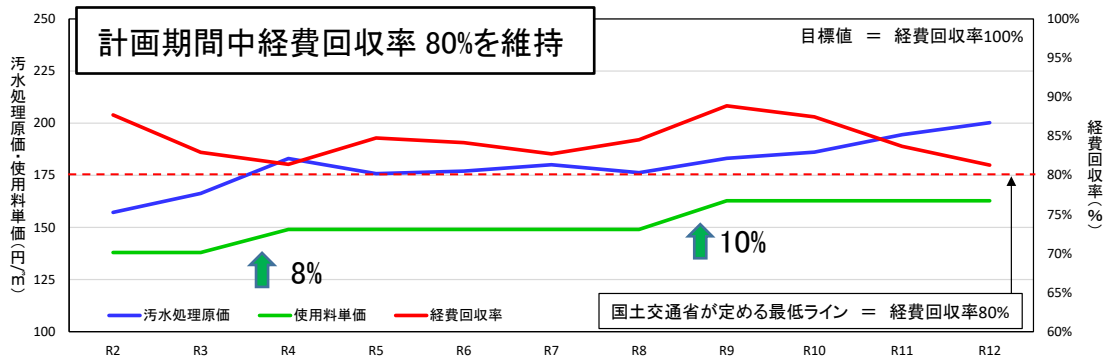
有収水量 1 m³あたりの使用料単価を示し、使用料の水準を示す指標のこと。

【 汚水処理原価 】

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標のこと。



区分	現行	R4~R8	R9~
使用料(20m ³ 当り)	2,760	3,036	3,312



区分	現行	R4~R8	R9~
使用料(20m ³ 当り)	2,760	2,980	3,256

図 11 使用料体系の改定の有無による経費回収率の差異
(上:改定無し、中:5年毎10%上昇、下:経費回収率80%)

8.2 経常収支の見通し

令和4年度および令和9年度の使用料改定により使用料収入が増加し、収益的収入は変動があるものの増加傾向にあります。これに対し収益的支出は、支払利息の減少などにより減少傾向にあります。

当面は経常収支比率が100%を下回り、赤字の状況が続くことが予想されますが、令和8年度以降は黒字に転じる試算となっています。

本経営戦略では、計画期間内の単年度赤字の解消を図り、下水道経営の健全化を目指します。

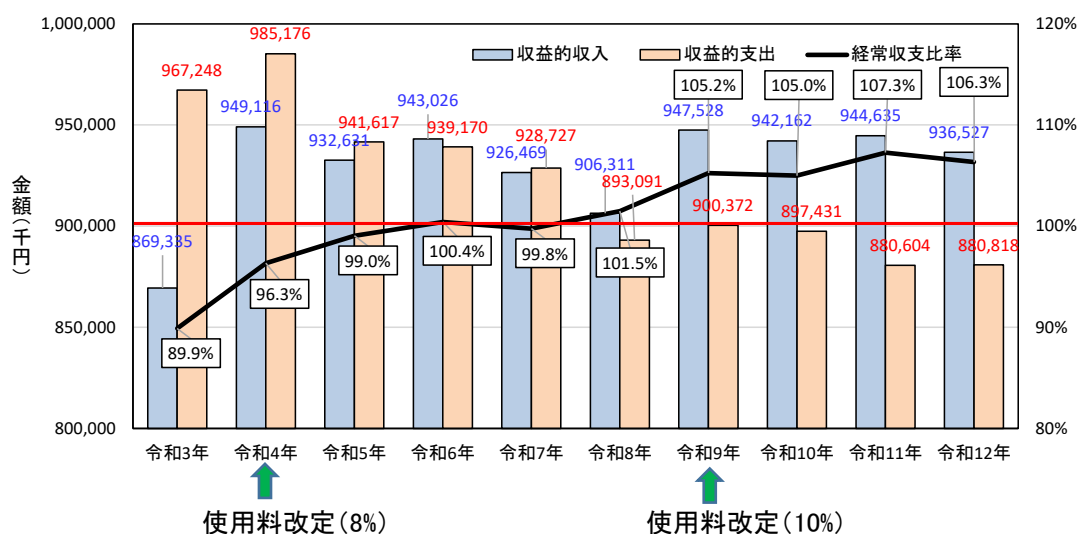


図 12 経常収支の試算

9. 投資以外の考え方

9.1 広域化・共同化について

本町の下水道事業では、隣接する真鶴町および熱海市の一部の区域を含めた汚水処理を担っており、事業の初期段階から広域化に取り組んでいます。これ以上の他の近隣自治体との処理場の統廃合等については、地勢的に困難であると考えています。

今後は、委託業務の近隣自治体との共同発注等の維持管理業務の共同化施策の検討を進めていきます。

用語解説

【 広域化・共同化 】

執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための手法の一つとして、複数市町村などによる処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化などにより、スケールメリットを生かして効率的な事業運営を図るもの。

9.2 資産活用について

本町の下水処理場である湯河原町浄水センターの上部は公園として利用されており、処理場の有効活用を図っています。今後も有効な活用方法について検討を進めていきます。

10. 経営戦略の策定後の活用方法

10.1 CAPD サイクルの活用

今回策定する経営戦略は、事業の進捗状況や社会情勢などの下水道事業を取り巻く環境の変化に応じて、適宜見直しを図る必要があります。

本経営戦略では下図に示す CAPD サイクルにより、財務状況等を毎年評価し、計画と実績との乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を図ります。

さらに、概ね 3～5 年毎に投資・財政計画を評価し、ストックマネジメント計画等の他計画との整合を図りつつ、経営戦略の改定を行い、効率的かつ安定的な下水道事業を持続できるよう、経営努力を続けていきます。

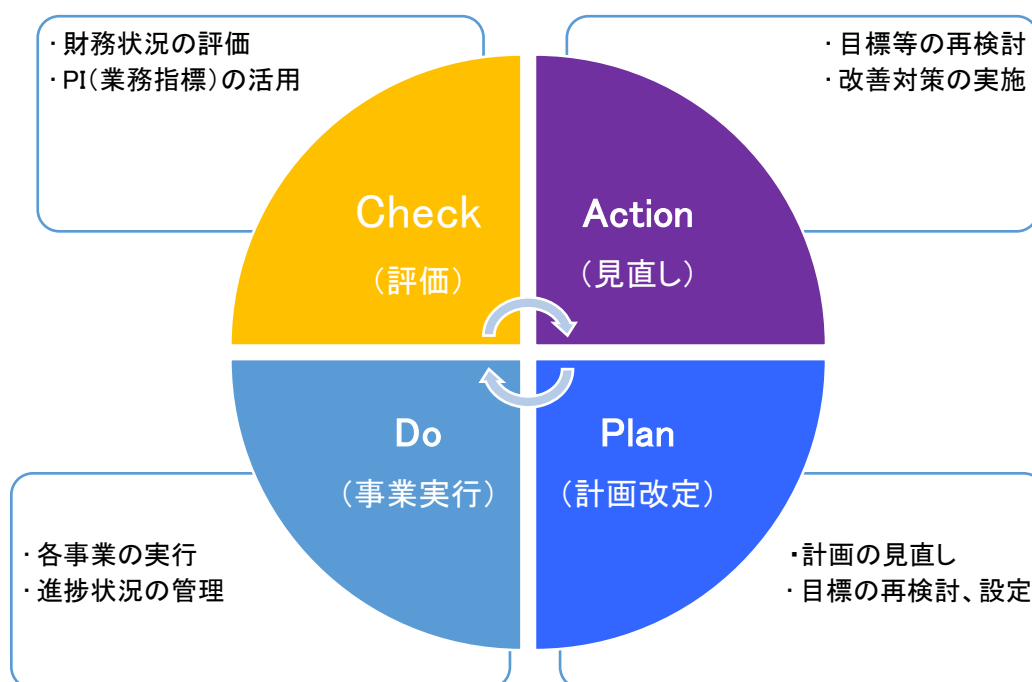


図 13 CAPD サイクル

10.2 業務指標(PI)

本経営戦略では、前述のCAPDサイクルにおける「Check」における業務指標として、以下の項目を設定します。

表3 業務指標(PI)の概要及び目標値

業務指標	指標の意義	現状 (R1 決算)	単純試算 (R12 推計)	目標値
経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが必要です。	95.2%	68.9%	80%以上
経常収支比率	使用料収入や一般会計からの繰入金の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上となることが必要です。	94.5%	98.3%	100%以上 (R8 以降)
水洗化率	処理区域内人口のうち、下水道に接続して汚水処理している人口の割合を示す指標です。	92.1%	93%	93%以上 (R12)

※単純試算とは、使用料改定を行わなかった場合における令和12年度推計値を示す。

【経費回収率の維持(ロードマップ)】

本経営戦略では、使用料収入の減少に伴う経費回収率の低下を防ぐべく、使用料の改定を見込んでいます。経費回収率を指標とし、達成できない場合には速やかに経営戦略の見直しを図るものとします。

表4 経費回収率に関するロードマップ

経費回収率(%)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
単純試算	83.7	75.4	78.5	77.9	76.6	78.3	75.3	74.1	71.0	68.9
使用料単価(円/m ³)	138									
汚水処理原価(円/m ³)	162	183	176	177	180	176	183	186	194	200
使用料改定有	83.7	81.4	84.8	84.2	82.8	84.5	88.9	87.5	83.7	81.3
使用料単価(円/m ³)	136	149				163				
汚水処理原価(円/m ³)	162	183	176	177	180	176	183	186	194	200
最低限維持すべき目標	計画期間を通じて「80%以上」									

※経費回収率 = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価

10.3 今後のスケジュール

今回策定した経営戦略では、今後悪化することが予想される経費回収率と経常収支比率の改善を目指し、使用料の改定が重要な施策となっています。本経営戦略では、経費回収率の最低維持に必要な改定幅として、令和4年度および令和9年度の使用料金の改定を検討していきます。

今後は「経営戦略の改定」と「使用料改定」を一連の検討と位置付け、5年毎のサイクルでの見直しを継続していきます。また、同様に5年毎に策定するストックマネジメント実施計画との整合を図ることとします。

表5 経営戦略に係る今後のスケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
経営戦略策定 (計画期間)	○											
経営戦略改定 (計画期間)						○						
使用料の検討												
使用料改定			○					○				
ストックマネジメント 第1期 (計画期間)												
ストックマネジメント 第2期 (計画期間)						○						

1.1. 財政シミュレーション

使用料改定:令和4年度8%、令和9年度10%

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成29年 (決算)	平成30年 (決算)	令和元年 (決算)	令和2年 (決算見込)	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		460,268	456,938	461,958	457,084	440,262	477,441	472,456	465,528	459,782	453,389	486,791	478,499	471,381	464,241
	(1) 料 金 収 入		437,838	433,496	432,909	426,976	414,984	448,897	443,895	436,418	430,155	423,670	457,014	448,579	441,349	434,092
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)															
	(3) 下 水 処 理 負 担 金		20,981	22,507	27,751	29,454	24,560	27,826	27,843	28,392	28,909	29,001	29,059	29,202	29,314	29,431
	(4) 雨 水 処 理 負 担 金		132	92	92											
	(5) そ の 他		1,317	843	1,206	654	718	718	718	718	718	718	718	718	718	718
	2. 営 業 外 収 益		462,945	449,735	430,302	404,380	429,073	471,675	460,175	477,498	466,687	452,922	460,737	463,663	473,254	472,286
	(1) 補 助 金		130,125	121,424	96,515	77,728	98,906	147,252	135,239	142,520	142,510	143,945	150,710	152,870	173,670	176,400
	他 会 計 補 助 金		130,125	112,664	90,165	77,728	89,406	123,402	135,239	142,520	142,510	143,945	150,710	152,870	173,670	176,400
	そ の 他 補 助 金			8,760	6,350		9,500	23,850								
(2) 長 期 前 受 金 戻 入		325,350	321,093	329,582	323,316	326,882	323,223	323,786	333,878	323,127	307,977	309,077	309,893	298,734	295,086	
(3) そ の 他		7,470	7,218	4,205	3,336	3,285	1,200	1,150	1,100	1,050	1,000	950	900	850	800	
収 入 計 (C)		923,213	906,673	892,260	861,464	869,335	949,116	932,631	943,026	926,469	906,311	947,528	942,162	944,635	936,527	
支 出	1. 営 業 費 用		853,743	896,600	881,924	905,285	910,529	938,770	901,091	903,246	897,708	864,200	873,491	872,440	856,557	858,290
	(1) 職 員 給 与 費		56,179	56,486	50,799	54,524	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193
	基 本 給		29,364	31,593	28,364	26,568	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938
	退 職 給 付 費															
	そ の 他		26,815	24,893	22,435	27,956	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255
	(2) 経 費		240,376	275,012	237,225	255,630	267,673	289,329	241,098	240,419	239,862	239,183	238,614	237,813	237,121	236,426
	動 力 費		42,095	46,257	42,498	48,937	44,767	47,106	46,598	45,949	45,417	44,768	44,224	43,458	42,797	42,133
	修 繕 費		12,309	14,934	15,424	19,373	17,649	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100
	材 料 費		1,017	953	1,370	2,638	1,534	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	そ の 他		184,955	212,868	177,933	184,682	203,723	225,623	177,900	177,870	177,845	177,815	177,790	177,755	177,724	177,693
(3) 減 価 償 却 費		557,188	565,102	593,900	595,131	588,663	595,248	605,800	608,634	603,653	570,824	580,684	580,434	565,243	567,671	
2. 営 業 外 費 用		79,869	72,084	62,734	58,209	56,719	46,406	40,526	35,924	31,019	28,891	26,881	24,991	24,047	22,528	
(1) 支 払 利 息		72,659	65,179	56,296	49,742	44,131	40,873	34,456	29,017	24,606	22,413	20,099	18,112	16,232	14,590	
(2) そ の 他		7,210	6,905	6,438	8,467	12,588	5,533	6,070	6,907	6,413	6,478	6,782	6,879	7,815	7,938	
支 出 計 (D)		933,612	968,684	944,658	963,494	967,248	985,176	941,617	939,170	928,727	893,091	900,372	897,431	880,604	880,818	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 10,399	△ 62,011	△ 52,398	△ 102,030	△ 97,913	△ 36,060	△ 8,986	3,856	△ 2,258	13,220	47,156	44,731	64,031	55,709	
特 別 利 益 (F)																
特 別 損 失 (G)																
特 別 損 益 (F)-(G) (H)																
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△ 10,399	△ 62,011	△ 52,398	△ 102,030	△ 97,913	△ 36,060	△ 8,986	3,856	△ 2,258	13,220	47,156	44,731	64,031	55,709	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 16,916	△ 78,927	△ 131,325	△ 233,355	△ 331,268	△ 367,328	△ 376,314	△ 372,458	△ 374,716	△ 361,496	△ 314,340	△ 269,609	△ 205,578	△ 149,869	
流 動 資 産 (J)		235,302	265,191	286,931	294,076	328,279	365,050	429,514	512,987	648,726	784,503	951,637	1,110,622	1,280,580	1,444,102	
う ち 未 収 金		108,210	114,211	109,983	96,575	99,800	102,055	103,700	104,410	104,755	104,676	104,425	103,620	102,725	101,664	
流 動 負 債 (K)		392,224	377,167	345,984	341,368	327,723	318,680	295,763	239,553	232,700	233,411	232,833	214,080	212,561	210,993	
う ち 建 設 改 良 費 分		346,971	345,418	316,554	320,112	305,463	294,616	275,718	219,564	212,758	213,526	212,995	194,309	192,847	191,337	
う ち 一 時 借 入 金																
う ち 未 払 金		40,524	26,932	24,995	21,256	22,260	24,064	20,045	19,989	19,942	19,885	19,838	19,771	19,714	19,656	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		△ 3.68	△ 17.27	△ 28.43	△ 51.05	△ 75.24	△ 76.94	△ 79.65	△ 80.01	△ 81.50	△ 79.73	△ 64.57	△ 56.34	△ 43.61	△ 32.28	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)																
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		460,268	456,938	461,958	457,084	440,262	477,441	472,456	465,528	459,782	453,389	486,791	478,499	471,381	464,241	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)/(M) × 100																
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)																
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)																
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)																

使用料改定:令和4年度8%、令和9年度10%

(単位:千円)

区 分		年 度													
		平成29年 (決算)	平成30年 (決算)	令和元年 (決算)	令和2年 (決算見込)	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	224,700	213,700	62,200	105,400	107,700	109,530	171,933	104,893	164,285	52,100	89,268	86,268	100,173	149,876
	うち資本費平準化債														
	2. 他 会 計 出 資 金														
	3. 他 会 計 補 助 金	76,743	124,244	122,580	111,703	100,594	76,598	64,761	57,480	57,490	56,055	49,290	47,130	26,330	23,600
	4. 他 会 計 負 担 金														
	5. 他 会 計 借 入 金														
	6. 国(都道府県)補助金	272,080	235,540	14,700	10,000	15,600	96,950	212,050	99,350	209,150	17,000	104,250	104,250	134,000	226,750
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工 事 負 担 金	65,439	56,951	3,675	17,737	6,354	19,984	48,753	20,584	48,029		20,309	20,309	27,745	50,929
	9. そ の 他				10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	計 (A)	638,962	630,435	203,155	254,840	240,248	313,062	507,497	292,307	488,954	135,155	273,117	267,957	298,248	461,155
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純計 (A)-(B) (C)	638,962	630,435	203,155	254,840	240,248	313,062	507,497	292,307	488,954	135,155	273,117	267,957	298,248	461,155
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	519,813	466,752	44,264	96,059	45,400	195,364	404,636	199,727	399,364	50,000	197,727	197,727	251,818	420,455
	うち職員給与費														
	2. 企 業 債 償 還 金	299,201	346,971	345,418	316,558	320,112	305,463	294,616	275,718	219,564	212,758	213,526	212,995	194,309	192,847
	3. 他会計長期借入返還金														
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
	5. そ の 他				10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010
計 (D)	819,014	813,723	389,682	422,627	375,522	510,837	709,262	485,455	628,938	272,768	421,263	420,732	456,137	623,312	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	180,052	183,288	186,527	167,787	135,274	197,775	201,765	193,148	139,984	137,613	148,146	152,775	157,889	162,157	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	165,747	171,750	186,527	167,787	135,274	197,775	201,765	193,148	139,984	137,613	148,146	152,775	157,889	162,157
	2. 利益剰余金処分数額														
	3. 繰越工事資金														
	4. そ の 他	14,305	11,538												
計 (F)	180,052	183,288	186,527	167,787	135,274	197,775	201,765	193,148	139,984	137,613	148,146	152,775	157,889	162,157	
補填財源不足額 (E)-(F)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)															
企 業 債 残 高 (H)	3,749,831	3,616,560	3,333,342	3,187,185	2,974,773	2,642,205	2,519,522	2,348,698	2,293,419	2,132,761	2,008,503	1,881,776	1,787,640	1,744,669	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度													
		平成29年 (決算)	平成30年 (決算)	令和元年 (決算)	令和2年 (決算見込)	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
収 益 的 収 支 分		130,125	112,664	90,165	77,728	89,406	123,402	135,239	142,520	142,510	143,945	150,710	152,870	173,670	176,400
	うち基準内繰入金	49,257	40,990	37,397	39,151	38,022	38,675	33,526	32,582	32,022	31,558	31,217	30,898	30,663	30,458
	うち基準外繰入金	80,868	71,674	52,768	38,577	51,384	84,727	101,713	109,938	110,488	112,387	119,493	121,972	143,007	145,942
資 本 的 収 支 分		76,743	124,244	122,580	111,703	100,594	76,598	64,761	57,480	57,490	56,055	49,290	47,130	26,330	23,600
	うち基準内繰入金	76,743	124,244	122,580	111,703	100,594	76,598	64,761	57,480	57,490	56,055	49,290	47,130	26,330	23,600
	うち基準外繰入金														
合 計		206,868	236,908	212,745	189,431	190,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000

使用料改定なし

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)											
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	460,268	456,938	461,958	457,084	440,262	444,191	439,575	433,201	427,920	422,007	417,078	410,073	404,057	398,024	
	(1) 料 金 収 入	437,838	433,496	432,909	426,976	414,984	415,647	411,014	404,091	398,293	392,288	387,301	380,153	374,025	367,875	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)															
	(3) 下 水 処 理 負 担 金	20,981	22,507	27,751	29,454	24,560	27,826	27,843	28,392	28,909	29,001	29,059	29,202	29,314	29,431	
	(4) 雨 水 処 理 負 担 金	132	92	92												
	(5) そ の 他	1,317	843	1,206	654	718	718	718	718	718	718	718	718	718	718	
	2. 営 業 外 収 益	462,945	449,735	430,302	404,380	429,073	471,675	460,175	477,498	466,687	452,922	460,737	463,663	473,254	472,286	
	(1) 補 助 金	130,125	121,424	96,515	77,728	98,906	147,252	135,239	142,520	142,510	143,945	150,710	152,870	173,670	176,400	
	他 会 計 補 助 金	130,125	112,664	90,165	77,728	89,406	123,402	135,239	142,520	142,510	143,945	150,710	152,870	173,670	176,400	
	そ の 他 補 助 金		8,760	6,350		9,500	23,850									
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	325,350	321,093	329,582	323,316	326,882	323,223	323,786	333,878	323,127	307,977	309,077	309,893	298,734	295,086		
(3) そ の 他	7,470	7,218	4,205	3,336	3,285	1,200	1,150	1,100	1,050	1,000	950	900	850	800		
収 入 計 (C)	923,213	906,673	892,260	861,464	869,335	915,866	899,750	910,699	894,607	874,929	877,815	873,736	877,311	870,310		
支 出	1. 営 業 費 用	853,743	896,600	881,924	905,285	910,529	938,770	901,091	903,246	897,708	864,200	873,491	872,440	856,557	858,290	
	(1) 職 員 給 与 費	56,179	56,486	50,799	54,524	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193	54,193	
	基 本 給	29,364	31,593	28,364	26,568	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938	26,938	
	退 職 給 付 費															
	そ の 他	26,815	24,893	22,435	27,956	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255	27,255	
	(2) 経 費	240,376	275,012	237,225	255,630	267,673	289,329	241,098	240,419	239,862	239,183	238,614	237,813	237,121	236,426	
	動 力 費	42,095	46,257	42,498	48,937	44,767	47,106	46,598	45,949	45,417	44,768	44,224	43,458	42,797	42,133	
	修 繕 費	12,309	14,934	15,424	19,373	17,649	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	
	材 料 費	1,017	953	1,370	2,638	1,534	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	そ の 他	184,955	212,868	177,933	184,682	203,723	225,623	177,900	177,870	177,845	177,815	177,790	177,755	177,724	177,693	
(3) 減 価 償 却 費	557,188	565,102	593,900	595,131	588,663	595,248	605,800	608,634	603,653	570,824	580,684	580,434	565,243	567,671		
2. 営 業 外 費 用	79,869	72,084	62,734	58,209	56,719	46,406	40,526	35,924	31,019	28,891	26,881	24,991	24,047	22,528		
(1) 支 払 利 息	72,659	65,179	56,296	49,742	44,131	40,873	34,456	29,017	24,606	22,413	20,099	18,112	16,232	14,590		
(2) そ の 他	7,210	6,905	6,438	8,467	12,588	5,533	6,070	6,907	6,413	6,478	6,782	6,879	7,815	7,938		
支 出 計 (D)	933,612	968,684	944,658	963,494	967,248	985,176	941,617	939,170	928,727	893,091	900,372	897,431	880,604	880,818		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 10,399	△ 62,011	△ 52,398	△ 102,030	△ 97,913	△ 69,310	△ 41,867	△ 28,471	△ 34,120	△ 18,162	△ 22,557	△ 23,695	△ 3,293	△ 10,508		
特 別 利 益 (F)																
特 別 損 失 (G)																
特 別 損 益 (F)-(G) (H)																
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 10,399	△ 62,011	△ 52,398	△ 102,030	△ 97,913	△ 69,310	△ 41,867	△ 28,471	△ 34,120	△ 18,162	△ 22,557	△ 23,695	△ 3,293	△ 10,508		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 16,916	△ 78,927	△ 131,325	△ 233,355	△ 331,268	△ 400,578	△ 442,445	△ 470,916	△ 505,036	△ 523,198	△ 545,755	△ 569,450	△ 572,743	△ 583,251		
流 動 資 産 (J)	235,302	265,191	286,931	294,076	328,279	332,530	364,846	416,726	521,340	626,474	725,567	817,800	922,116	1,021,107		
う ち 未 収 金	108,210	114,211	109,983	96,575	99,800	102,055	103,700	104,410	104,755	104,676	104,425	103,620	102,725	101,664		
流 動 負 債 (K)	392,224	377,167	345,984	341,368	327,723	318,680	295,763	239,553	232,700	233,411	232,833	214,080	212,561	210,993		
う ち 建 設 改 良 費 分	346,971	345,418	316,554	320,112	305,463	294,616	275,718	219,564	212,758	213,526	212,995	194,309	192,847	191,337		
う ち 一 時 借 入 金																
う ち 未 払 金	40,524	26,932	24,995	21,256	22,260	24,064	20,045	19,989	19,942	19,885	19,838	19,771	19,714	19,656		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	△ 3.68	△ 17.27	△ 28.43	△ 51.05	△ 75.24	△ 90.18	△ 100.65	△ 108.71	△ 118.02	△ 123.98	△ 130.85	△ 138.87	△ 141.75	△ 146.54		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)																
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	460,268	456,938	461,958	457,084	440,262	444,191	439,575	433,201	427,920	422,007	417,078	410,073	404,057	398,024		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ($((L)/(M) \times 100)$)																
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)																
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)																
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ($((N)/(P) \times 100)$)																

使用料改定なし

(単位:千円)

年 度		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	224,700	213,700	62,200	105,400	107,700	109,530	171,933	104,893	164,285	52,100	89,268	86,268	100,173	149,876
	うち 資本費平準化債														
	2. 他 会 計 出 資 金														
	3. 他 会 計 補 助 金	76,743	124,244	122,580	111,703	100,594	76,598	64,761	57,480	57,490	56,055	49,290	47,130	26,330	23,600
	4. 他 会 計 負 担 金														
	5. 他 会 計 借 入 金														
	6. 国(都道府県)補助金	272,080	235,540	14,700	10,000	15,600	96,950	212,050	99,350	209,150	17,000	104,250	104,250	134,000	226,750
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金														
	8. 工 事 負 担 金	65,439	56,951	3,675	17,737	6,354	19,984	48,753	20,584	48,029		20,309	20,309	27,745	50,929
	9. そ の 他				10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	計 (A)	638,962	630,435	203,155	254,840	240,248	313,062	507,497	292,307	488,954	135,155	273,117	267,957	298,248	461,155
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純 計 (A)-(B) (C)	638,962	630,435	203,155	254,840	240,248	313,062	507,497	292,307	488,954	135,155	273,117	267,957	298,248	461,155
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	519,813	466,752	44,264	96,059	45,400	195,364	404,636	199,727	399,364	50,000	197,727	197,727	251,818	420,455
	うち 職員給与費														
	2. 企 業 債 償 還 金	299,201	346,971	345,418	316,558	320,112	305,463	294,616	275,718	219,564	212,758	213,526	212,995	194,309	192,847
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金														
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
	5. そ の 他				10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010	10,010
計 (D)	819,014	813,723	389,682	422,627	375,522	510,837	709,262	485,455	628,938	272,768	421,263	420,732	456,137	623,312	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	180,052	183,288	186,527	167,787	135,274	197,775	201,765	193,148	139,984	137,613	148,146	152,775	157,889	162,157	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	165,747	171,750	186,527	167,787	135,274	197,775	201,765	193,148	139,984	137,613	148,146	152,775	157,889	162,157
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額														
	3. 繰 越 工 事 資 金														
	4. そ の 他	14,305	11,538												
計 (F)	180,052	183,288	186,527	167,787	135,274	197,775	201,765	193,148	139,984	137,613	148,146	152,775	157,889	162,157	
補填財源不足額 (E)-(F)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)															
企 業 債 残 高 (H)	3,749,831	3,616,560	3,333,342	3,187,185	2,974,773	2,642,205	2,519,522	2,348,698	2,293,419	2,132,761	2,008,503	1,881,776	1,787,640	1,744,669	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)										
収 益 的 収 支 分		130,125	112,664	90,165	77,728	89,406	123,402	135,239	142,520	142,510	143,945	150,710	152,870	173,670	176,400
	うち 基準内繰入金	49,257	40,990	37,397	39,151	38,022	38,675	33,526	32,582	32,022	31,558	31,217	30,898	30,663	30,458
	うち 基準外繰入金	80,868	71,674	52,768	38,577	51,384	84,727	101,713	109,938	110,488	112,387	119,493	121,972	143,007	145,942
資 本 的 収 支 分		76,743	124,244	122,580	111,703	100,594	76,598	64,761	57,480	57,490	56,055	49,290	47,130	26,330	23,600
	うち 基準内繰入金	76,743	124,244	122,580	111,703	100,594	76,598	64,761	57,480	57,490	56,055	49,290	47,130	26,330	23,600
	うち 基準外繰入金														
合 計		206,868	236,908	212,745	189,431	190,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000



この資料に関するお問い合わせは下水道課です。

〒259-0302 神奈川県足柄下郡湯河原町門川 11(湯河原町浄水センター内)

電話番号:0465-63-1231 ファックス番号:0465-62-0788